平成20年第2回定例会意見書・決議全文

使用済み携帯電話のリサイクル推進等を求める意見書

レアメタルを含む携帯電話（以下「使用済み携帯電話」という。）の有効活用により、その安定供給確保と限られた資源の効率的な利用を図ることが、ごみ減量・資源化の推進の観点からも、ますます重要になっている。

一般家庭内保管されているこの使用済み携帯電話は、資源エネルギー庁の調査によると、「資源有効利用促進法」の対象となっている小型家電（携帯電話を含む。）の年間排出量の約3分の1に相当する約1億台（推定）にのぼるとされている。

しかし、使用済み携帯電話の回収率は、2009年度の約1.3億台（推定）に対して、2010年度は約2倍の約2.6億台（推定）に増加するものの、依然として、使用済み携帯電話は、限られた資源の有効活用の観点から、回収率を向上させ、使用済み携帯電話の適正処理を図ることが、ますます重要になっている。

このため、使用済み携帯電話の回収率向上のため、下記の事項について、国に要望するものである。

記

1 携帯電話の買い換え・解約時に、販売店において、ユーザーに対して、販売責任のリサイクルの種類別使用済みとなるべき必要性は意識を持たせること。

2 使用済み携帯電話の回収のため、ユーザーにとって、ごみ減量・資源化の観点からも、使用済み携帯電話の適正処理の重要性を伝えること。

3 携帯電話の回収率の確保の観点から、携帯電話の販売店における、回収ボックスの設置について、国に強く要望すること。

4 レアメタル等の高度な資源化技術の開発に、国が、研究費の支援、優遇税制措置などの支援策を講じること。

5 携帯電話の適正処理を図ることが、地球温暖化対策にも、資源有効利用の観点からも、ますます重要であることを、国民に広く周知すること。

6 使用済み携帯電話の適正処理を図ることが、ごみ減量・資源化の推進の観点からも、ますます重要であることを、国民に広く周知すること。

7 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。

8 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。

9 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。

10 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。

11 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。

12 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。

13 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。

14 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。

15 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。

16 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。

17 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。

18 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。

19 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。

20 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。

21 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。

22 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。

23 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。

24 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。

25 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。

26 「小型家電の適正処理ガイドライン」の内容の周知徹底を図ること。